

選挙人名簿の登録制度の見直しについて

第4回研究会においては、選挙人名簿の登録のうち、定時登録について、回数を増やすこととする案の検討の際に、選挙管理委員会の事務負担等の観点から、別の方策についても検討することとされたところ。

これを踏まえ、定時登録の回数を増加する案に加え、以下の案についても検討を行う。

【別案】

選挙人名簿の被登録資格を満たした者が登録日前に他市町村に転出したときは、その直後の定時登録又は選挙時登録の際に、転出した旨の表示をした上で転出前の市町村の選挙人名簿に登録し、転出後に国政選挙等が行われた場合に、転出前の市町村において投票を行うことができることとする。